

鹿 総 総 管 第 90 号
令 和 6 年 10 月 4 日

組合構成地方公共団体長 殿

鹿児島県市町村総合事務組合
管理者 川 添 健

組合規約の変更等に係る協議について（依頼）

時下 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当組合を組織する地方公共団体から、解散に伴う組合からの脱退の申請があり、組合規約の一部を変更する必要性が生じました。

つきましては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項及び第290条の規定により、別紙について協議の上、下記期限までに議決書をご送付くださるようお願い申し上げます。

記

1 協議内容

組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について

2 議案の書式について

別添のとおりですので、誤字・脱字のないようご確認をお願いします。

3 議案の議決時期について

遅くとも令和7年3月上旬には、県知事へ許可の申請を行いたいと考えておりますので、12月議会にご提案くださいますようお願いいたします。

なお、議会の開会予定のない団体につきましては、専決処分をお願いします。

4 議決書又は専決処分書の送付について

(1) 送付期限 令和7年1月24日(金)必着

(2) 送付数 2部(新旧対照表の提出は不要です。)

※ 別添の作成例を参考に、原本証明をお願いします。

なお、原本証明にあたりましては、議長印（専決処分の場合
は市町村長印又は管理者印）の押印及び証明日の記載をお願い
いたします。

また、1部あたりの枚数が2枚以上になる場合は、必ず割印
をお願いします（両面コピーでも差し支えありません。）。

(3) 送付先等 〒890-0064

鹿児島市鴨池新町7番4号 鹿児島県市町村自治会館1階

鹿児島県市町村総合事務組合 総務管理課 内木場 宛

5 その他

(1) 地方自治法第289条の規定による財産処分の協議は不要です。

(2) 議案等のデータについては、当組合ホームページ (<https://k-soukumi.net/>)

に掲載いたしますので、ご活用ください。

【連絡先】

鹿児島県市町村総合事務組合

総務管理課 岩下, 内木場

電話番号：099-206-1011

E-mail：k-uchikoba@po.minc.ne.jp